

議 案 第 2 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

公益的法人等への派遣制度の要件等を見直すため、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、第6条第2項並びに」に改める。

第2条第1項中「次に掲げる団体」を「法第2条第1項各号に規定する団体のうち規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同項第5号中「一に掲げる事由」を「いずれか」に改める。

第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類）

第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

第5条中「（企業職員である派遣職員及び単純労務職員である派遣職員を除く。）」を削り、同条を第6条とする。

第4条中「企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）」を「企業職員である職員及び技能労務職員」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であっ

て、企業職員以外のものをいう。以下同じ。) である派遣職員を除く。第6条において同じ。) のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

本則に次の1条を加える。

(派遣職員の業務上等の災害に対する給付に係る補償の特例)

第9条 市は、派遣職員の、その派遣された公益的法人等における業務上の事由又は通勤による災害に対する労働者災害補償保険法の規定による保険給付等が、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による補償等に満たないときは、その派遣職員又はその遺族に対し、その満たない分に相当する額の補償を行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。